



許可番号第 6620030325 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府寝屋川市池田中町 20 番 5 号

氏名 功成建設株式会社

代表取締役 宮崎 保之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸



許可の年月日 令和 6 年 4 月 10 日

許可の有効年月日 令和 11 年 3 月 25 日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破碎・切断

産業廃棄物の種類

- | | | | |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | |
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 7 種類

処分の方法：選別

産業廃棄物の種類

- | | | | |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | 8. がれき類 |
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 8 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：①破碎・切断施設 ②選別施設
(2) 設置場所：大阪市此花区常吉 2 丁目 3 番 3 号
(3) 設置年月日：平成 16 年 1 月 30 日
(4) 処理能力：① 8.7 m³/日 ② 120 m³/日

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 16 年 3 月 26 日 当初許可
令和 6 年 4 月 10 日 許可更新

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無